

【別 添】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

・水酸化マグネシウム	1
・加工デンプン（アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプンに限る。）	2
・ナイシン	3
・L-グルタミン酸アンモニウム	4
・バレラルデヒド	5
・イソバレラルデヒド	6
・ポリソルベート20、ポリソルベート60、ポリソルベート65、ポリソルベート80	7
・ケイ酸カルシウム	8
・L-アスコルビン酸カルシウム	9
・次亜塩素酸水	10

2 農薬

・ペンチオピラド	11
・オキサジアルギル	13
・ビフェナゼート	15
・ピリダリル	17
・メトコナゾール	19
・クロマフェノジド	21
・メトキシフェノジド	24
・アミスルブロム	30

・チアジニル	32
・ダイムロン	34
・テブフェノジド	36
・アゾキシストロビン	37
・シロマジン	39
・チオベンカルブ	40
・カルプロパミド	41
・イミベンコナゾール	43
・ピラフルフェンエチル	44
・フルトラニル	45
・インダノファン	46
・ジチオピル	47
・プロモブチド	48
・エスプロカルブ	50
・シエノピラフェン	51
・シラフルオフエン	52
・ピリフタリド	53
・フルベンジアミド	54
・エトキサゾール	55
・カフェンストロール	56
・イソプロチオラン	57
・エチプロール	58
・クロチアニジン	59
・メフェナセツト	60
・ベンゾビシクロン	61
・ジメトモルフ	62
・ベンチアバリカルブイソプロピル	63
・オリサストロビン	64
・ダイムロン（清涼飲料水）	65
・カルプロパミド（清涼飲料水）	66

・フルトラニル（清涼飲料水）	67
・エスプロカルブ（清涼飲料水）	68
・カフェンストロール（清涼飲料水）	69
・メフェナセット（清涼飲料水）	70
・メタアルデヒド	71
・フェンヘキサミド	73
・クロルフェナピル	77
・イミダクロプリド	78
・テブコナゾール	79
・アミトラズ	84
・ニトラピリン	85
・フルリドン	87
・アメトリン	88
・シアゾファミド	89
・ピリプロキシフェン（清涼飲料水）	91
・クロルピリホス	92
・クロルピリホス（清涼飲料水）	93
・アゾキシストロビン（清涼飲料水）	94

3 動物用医薬品

・チアンフェニコール	95
・チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバジット注射液）	96
・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	97
・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノルバックス 類結／レンサOil）	98
・シロマジン	99
・シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤（ラーバデックス1%）	100
・セフォペラゾン	101
・グリチルリチン酸モノアンモニウム	102

・グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注射剤（マストリチン）	103
・孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤	104
・豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン	105
・豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバック サーコフレックス）	106
・コリスチン	107
・イソプロチオラン	108
・プロチゾラム	109
・プロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤（メデランチル）	110
・鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・テイフィウム）（アジュバント加）不活化ワクチン	111
・鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・テイフィウム）（アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研”ポールセーバーSE／ST）	112
・ピルリマイシン	113
・フロルフェニコール	115
・フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）	116
・エチプロストントロメタミン	117
・アミトラズ	118
・アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤（アピバール）	119
・マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）	120
・カナマイシン	121
・ヒアルロン酸ナトリウム	122
・チルミコシン	123
・パロモマイシン	126
・ベンジルペニシリン	127

- ・セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注） .. 128
- ・メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤（メタカム2%注射液） .. 129
- ・エトキサゾール 130
- ・エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤及びエトキサゾール（原液） 131
- ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液） 132
- ・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキサリジン液） 133
- ・チルミコシンを有効成分とする製剤原料（チルミコシン）、牛の注射剤（ミコチル300注射液） 134
- ・塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可分散25%） 135
- ・リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシン20%（原薬））及び豚の飼料添加剤（動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100） 136

4 化学物質・汚染物質

- ・四塩化炭素（清涼飲料水） 137
- ・1, 4-ジオキサソラン（清涼飲料水） 138
- ・1, 1-ジクロロエチレン（清涼飲料水） 139
- ・シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス1, 2-ジクロロエチレン（清涼飲料水） 140
- ・塩素酸（清涼飲料水） 141
- ・ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水） 142
- ・抱水クロラール（清涼飲料水） 143
- ・塩素（残留塩素）（清涼飲料水） 144

1 プリオン・自然毒

- ・豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について 145

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

<遺伝子組換え食品>

- ・高リシントウモロコシLY038系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種 147
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とを掛け合わせた品種 148
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統とを掛け合わせた品種 149
- ・PHE-No. 1株を利用して生産されたL-フェニルアラニン 150
- ・5'-リボヌクレオチド二ナトリウム 151

<遺伝子組換え飼料>

- ・除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統 152

2 新開発食品

- ・明治リカルデントTMミルク 153
- ・モーニングバランス 154
- ・ガイオ タガトース 155
- ・オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン 156
- ・ヒアロモイスチャーS 157

3 肥料・飼料等

- ・コリスチン 158
- ・グルコン酸カルシウム 159
- ・二ギ酸カリウム 160
- ・ギ酸カルシウム 161

【生物系評価グループ】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	水酸化マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	強化剤、pH調整剤、色調安定剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年3月9日付け厚生労働省発食安第0309001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（強化剤、pH調整剤、色調安定剤）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> 水酸化マグネシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。</p> <p><評価書「評価結果」抄> 但し、小児においてマグネシウムに対する感受性が高いこと、乳幼児～小児において食事由来の摂取量が推奨量を上回る可能性が示唆されていることから、栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な処置が講じられるべきである。 （平成19年11月1日府食第1079号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年10月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成20年 1月18日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年 6月 3日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成20年7月4日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。</p> <p>（施策の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 <p>【リスク評価結果との関係】 食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を受け、栄養強化の目的で使用される場合に、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、栄養機能食品の表示に関する基準に基づき適切に表示が行われるよう関係業界等に対して、下記の通知にて要請した。</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年7月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0704001号）し、指導を要請。
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	加工デンプン（アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン）
評価品目の分類	添加物
用途	糊料、乳化剤、増粘安定剤、製造用剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年11月26日付け厚生労働省発食安第1126002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（糊料、乳化剤、増粘安定剤、製造用剤）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>評価対象となった11種類の加工デンプンが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>但し、リスク管理期間は今後、乳幼児向け食品における加工デンプンの使用についてモニタリングを実施することを検討するべきである。また、プロピレンオキシドが残留する可能性のある加工デンプンについては、技術的に可能なレベルでプロピレンオキシドの低減化を図るよう留意するべきである。</p> <p>（平成19年11月29日府食第1172号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年11月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年 8月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p> <p>（食品添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは差し支えない。なお、指定に当たっては、成分規格を設定することが適当である。）</p>
施策の概要等	<p>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、平成20年10月頃に公布予定。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、食品添加物としての指定後、調製粉乳及び離乳食に対する加工デンプンの使用の実態について調査整理した上で、改めて食品安全委員会に報告する予定である。</p> <p>また、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン及びヒドロキシプロピルデンプンに残存するプロピレンオキシドについては、成分規格としては設定しないものの、不純物として含有されることは好ましくないことから、技術的に可能な範囲で低減化が図られるよう関係業者に対して指導がなされるよう、通知にて要請する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ナイシン
評価品目の分類	添加物
用途	保存料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月20日付け厚生労働省発食安第1020002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（保存料）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> ナイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.13mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「評価結果」抄> ナイシンは、グラム陽性菌の芽胞の生育を阻害する乳酸菌バクテリオシン（ペプチド）であり、上部腸管でパンクレアチン等により分解され、不活化される。耐性菌の選択に関する専門家の意見のポイントは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経口摂取したとしても体内には吸収されず、腸管への移行も少量であり、また移行したナイシンは腸内細菌叢への影響も極めて少ない。 ・近年、リステリア菌のナイシン耐性及び他のバクテリオシンとの交差耐性に関する報告があるものの、医療用抗生物質との交叉耐性は実験的に認められておらず、医療上の問題となったとの臨床における報告も得られていない。 ・仮に添加物としての使用により、耐性菌が選択されるとしても、海外における長期の使用経験の中で、ヒトの健康に重大な影響を及ぼしたとする報告は現時点で得られていない。 <p>以上、現時点で得られている知見から判断して、添加物として適切に使用される場合にあっては、交差耐性を含む耐性菌出現による医療上の問題を生じる可能性は極めて少ないと考えられる。</p> <p>なお、ナイシンを添加物として適切に使用するためには、使用基準を慎重に検討することが重要であり、欧米における使用状況を勘案した上で、耐性菌出現により有効性等に影響を及ぼすことがないよう十分な配慮が必要だと考えられる。</p> <p>また、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて再評価を検討する必要があると考える。</p> <p>糖培地を用いて製造されたナイシン製剤（変更工程品）は、乳培地を用いて製造されたナイシン製剤（従来工程品）と同等の力価を有し、より純度が高く、また、乳由来の不純物の含有がないことから乳アレルギーのリスクの低減化が図れると考える。以上から、従来工程品の評価結果は変更工程品の評価にも適用することが可能であると判断した。</p> <p>（平成20年1月31日府食第00108号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 9月26日、平成19年10月24日、平成20年2月28日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年 4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	L-グルタミン酸アンモニウム
評価品目の分類	添加物
用途	調味料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（調味料）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>L-グルタミン酸アンモニウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。</p> <p>（平成20年3月13日府食第277号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成20年 4月11日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	バレラルデヒド
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319023号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>バレラルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。</p> <p>（平成20年3月27日府食第324号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成20年 7月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソバレラルデヒド
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319024号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>イソバレラルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。</p> <p>（平成20年3月27日府食第325号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成20年 7月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65、ポリソルベート 80
評価品目の分類	添加物
用途	乳化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月8日付け厚生労働省発食安第1008003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（乳化剤）
評価結果の概要	<評価書の通知書> ポリソルベート 20、同 60、同 65 及び同 80 の一日摂取許容量（ADI）をグループとして、10mg/kg 体重/日と設定する。 （平成19年6月7日府食第573号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 7月4日、平成19年8月9日、平成19年10月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 2月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申
施策の概要等	平成20年 4月30日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、使用基準を設定するとともに、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 ポリソルベート 20、ポリソルベート 60、ポリソルベート 65 及びポリソルベート 80 については、評価依頼をした時点の使用基準案から内容を変更した場合においても、食品健康影響評価の結果に影響を与えない旨、意見照会により内閣府食品安全委員会事務局長宛に確認済。
施策の実効性確保措置	・平成20年4月30日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0403001号）し、指導を要請。
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ケイ酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	粉末状または顆粒状食品の固結防止剤、錠剤・カプセル食品の製造用剤（賦形剤、分散剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年8月15日付け厚生労働省発食安第0815002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（固結防止剤、製造用剤）
評価結果の概要	<評価書の通知書> ケイ酸カルシウムが食品添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。 （平成19年7月26日府食第719号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年8月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年2月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申
施策の概要等	平成20年4月30日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、使用基準を設定するとともに成分規格を設定。 ただし、微粒二酸化ケイ素と併用する場合は、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならないこととした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	・平成20年4月30日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知（食安発第0403001号）し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 19上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	L-アスコルビン酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	酸化防止剤、強化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年10月3日付け厚生労働省発食安第1003002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（酸化防止剤、強化剤）
評価結果の概要	<評価書の通知書> L-アスコルビン酸カルシウムが食品添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。 （平成19年8月23日府食第799号）（一部改訂、平成20年6月19日府食第678号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年8月9日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年10月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年2月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申
施策の概要等	平成20年4月30日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・同法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	・平成20年4月30日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知（食安発第0403001号）し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続19上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	次亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用途	殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の成分規格改正（殺菌料）
評価結果の概要	今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用后、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成19年1月25日府食第94号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性があることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討するよう求められており、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。このことは、類似物質である「次亜塩素酸水」についても同様のことが求められているため、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、臭素酸についての検討及び食品安全委員会への報告を行った後に公布予定である。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 次亜塩素酸水については、評価依頼をした時点の成分規格案から内容を変更した場合においても、食品健康影響評価の結果に影響を与えない旨、意見照会により内閣府食品安全委員会事務局長宛に確認済。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンチオピラド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ペンチオピラドの一日摂取許容量（ADI）を0.081mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年10月4日府食第971号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年6月3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年6月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年6月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="603 1229 1425 1406"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>14.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.8</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	5.8	幼小児（1～6歳）	14.8	妊婦	4.3	高齢者（65歳以上）	4.8
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	5.8										
幼小児（1～6歳）	14.8										
妊婦	4.3										
高齢者（65歳以上）	4.8										
施策の実効性確保措置	平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0630001～0630003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

食品名	残留基準値 ppm
キャベツ	0.7
レタス	3
たまねぎ	0.05
トマト	2
ピーマン	2
なす	1
きゅうり	0.5
メロン類果実	0.05
りんご	2
日本なし	3
西洋なし	3
もも	0.2
おうとう	5
いちご	2
ぶどう	10

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキサジアルギル										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成15年11月17日付け厚生労働省発食安第1117001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	オキサジアルギルの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年10月11日府食第996号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年10月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年6月3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年6月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年6月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>2.6</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	2.6	幼小児（1～6歳）	4.5	妊婦	2.0	高齢者（65歳以上）	2.6
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	2.6										
幼小児（1～6歳）	4.5										
妊婦	2.0										
高齢者（65歳以上）	2.6										
施策の実効性確保措置	平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0630001～0630003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

オキサジアルギル

別表

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
魚介類	0.02

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビフェナゼート										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806010号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ビフェナゼートの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年10月11日府食第997号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年6月3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年6月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年6月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年12月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>47.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>19.9</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI(%)	国民平均	18.9	幼小児（1～6歳）	47.4	妊婦	15.9	高齢者（65歳以上）	19.9
	EDI/ADI(%)										
国民平均	18.9										
幼小児（1～6歳）	47.4										
妊婦	15.9										
高齢者（65歳以上）	19.9										
施策の実効性確保措置	平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0630001～0630003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

食品名	残留基準値 ppm
かんしょ	0.05
その他のスパイス(注)(みかんの果皮を除く。)	10

(注)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリダリル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年7月10日付け厚生労働省発食安第0710007号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ピリダリルの一日摂取許容量（ADI）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年10月11日府食第998号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年6月3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年6月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年6月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年12月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>47.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>24.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>25.8</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	28.7	幼小児（1～6歳）	47.5	妊婦	24.8	高齢者（65歳以上）	25.8
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	28.7										
幼小児（1～6歳）	47.5										
妊婦	24.8										
高齢者（65歳以上）	25.8										
施策の実効性確保措置	平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0630001～0630003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしよ	0.05
さといも類	0.05
かんしよ	0.05
チンゲンサイ	15
レタス	20
その他のきく科野菜(注1)	5
アスパラガス	3
きゅうり	0.5
メロン類果実	0.05
未成熟えんどう	5
えだまめ	5
その他のハーブ(注2)	30

(注1) その他のきく科野菜とはきく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2) その他のハーブとはハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806013号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メトコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.04mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年10月11日府食第999号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年6月3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年6月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年6月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	2.3	幼小児（1～6歳）	3.7	妊婦	1.5	高齢者（65歳以上）	1.7
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	2.3										
幼小児（1～6歳）	3.7										
妊婦	1.5										
高齢者（65歳以上）	1.7										
施策の実効性確保措置	平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0630001～0630003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

食品名	残留基準値 ppm
大麦	3
ライ麦	3
その他の穀類(注1)	3
バナナ	0.1
その他のスパイス(みかんの果皮を除く。)(注2)	3

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロマフェノジド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305013号、平成19年4月9日付け厚生労働省発食安第0409001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	<p>クロマフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.27mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「総合評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成19年10月18日府食第1028号）</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成19年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>										
施策の概要等	<p>平成20年4月30日、食品規格に関する告示を公布</p> <p style="padding-left: 40px;">平成20年4月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年10月30日から適用</p> <p>（施策の概要）</p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>2.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	2.3	幼小児（1～6歳）	4.0	妊婦	1.9	高齢者（65歳以上）	2.6
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	2.3										
幼小児（1～6歳）	4.0										
妊婦	1.9										
高齢者（65歳以上）	2.6										
施策の実効性確保措置	平成20年4月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0430001～0430003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.2
とうもろこし	0.05
大豆	0.5
さといも類	0.05
かんしょ	0.05
てんさい	0.05
だいこん類の根	0.05
だいこん類の葉	3
はくさい	0.7
キャベツ	2
ケール	5
こまつな	5
きょうな	5
チンゲンサイ	5
ブロッコリー	2
その他のあぶらな科野菜(注1)	5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	2
ねぎ	0.7
わけぎ	1
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜(注2)	
きゅうり(ガーキンを含む)	0.3
メロン類果実	0.05

オクラ	0.7
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.3
えだまめ	5
その他の野菜(注3)	0.05
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
もも	0.1
うめ	3
おうとう	1
いちご	0.5
茶	20
その他のスパイス(注4)	0.05
その他のハーブ(注5)	5
魚介類	0.06

(注 1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注 2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注 3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注 4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注 5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メトキシフェノジド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205005号、平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625007号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メトキシフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.098mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「総合評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年10月18日府食第1029号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年11月12日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年6月3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年6月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年6月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年12月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>42.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>74.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>45.2</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI(%)	国民平均	42.0	幼小児（1～6歳）	74.7	妊婦	33.3	高齢者（65歳以上）	45.2
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	42.0										
幼小児（1～6歳）	74.7										
妊婦	33.3										
高齢者（65歳以上）	45.2										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0630001～0630003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1
とうもろこし	0.02
大豆	0.3
小豆類	4.0
てんさい	0.05
かぶ類の葉	30
クレソン	30
はくさい	7.0
キャベツ	7
芽キャベツ	7.0
ケール	30
こまつな	30
きょうな	30
チンゲンサイ	30
カリフラワー	7.0
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜(注1)	30
アーティチョーク	3.0
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	30
その他のきく科野菜(注2)	30
ねぎ	3
パセリ	30

セロリ	15
その他のせり科野菜(注3)	30
トマト	2
ピーマン	3
なす	2
その他のなす科野菜(注4)	2
きゅうり(ガーキンを含む)	0.3
かぼちや(スカッシュを含む)	0.3
しろうり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.3
その他のうり科野菜(注5)	0.3
ほうれんそう	30
オクラ	2.0
その他の野菜(注6)	30
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	2
びわ	2
もも	2
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む)	2
すもも(プルーンを含む)	2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む)	2
いちご	2
クランベリー	0.7

ぶどう	1
キウイ	0.5
その他の果実(注7)	0.1
綿実	7
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類(注8)	0.1
茶	20
その他のスパイス(注9)	30
その他のハーブ(注10)	30
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注11)の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02

牛の食用部分	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん(注12)の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
すもも(乾燥させたもの)	2
干しぶどう	3

(注 1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注 2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注 3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注 4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注 5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実

及びまくわうり以外のものをいう。

(注 6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注 7)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注 8)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注 9)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注 10)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注 11)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注 12)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミスルブロム										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年4月3日付け厚生労働省発食安第0403001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アミスルブロムの一摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年10月25日府食第1055号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年4月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年4月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="603 1288 1425 1464"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	1.8	幼小児（1～6歳）	4.0	妊婦	1.4	高齢者（65歳以上）	1.5
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	1.8										
幼小児（1～6歳）	4.0										
妊婦	1.4										
高齢者（65歳以上）	1.5										
施策の実効性確保措置	平成20年4月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第04300001～0430003号）し、周知するとともに監視指導を要請。										
その他特記事項											

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.3
ばれいしよ	0.05
トマト	2
きゅうり	0.7
メロン類果実	0.05
ぶどう	3

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアジニル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305015号、平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	チアジニルの一日摂取許容量（ADI）を0.04mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「総合評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年10月25日府食第1056号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年10月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年4月30日、食品規格に関する告示を公布。 平成20年4月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>8.8</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI(%)	国民平均	8.8	幼小児（1～6歳）	15.7	妊婦	6.4	高齢者（65歳以上）	8.8
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	8.8										
幼小児（1～6歳）	15.7										
妊婦	6.4										
高齢者（65歳以上）	8.8										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成20年4月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0430001～0430003号）し、周知するとともに監視指導を要請。										
その他特記事項											

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	1
魚介類	0.03

農産物についてはチアジニル、SV-03 及びSV-04 をチアジニル含量に換算した和とし、水産物にあつてはチアジニルのみとする。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ダイムロン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ダイムロンの一摂取許容量（ADI）を0.3mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月8日府食第1105号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年4月30日、食品規格に関する告示を公布。 平成20年4月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="603 1288 1425 1464"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	0.4	幼小児（1～6歳）	0.6	妊婦	0.3	高齢者（65歳以上）	0.3
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	0.4										
幼小児（1～6歳）	0.6										
妊婦	0.3										
高齢者（65歳以上）	0.3										
施策の実効性確保措置	平成20年4月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0430001～0430003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

ダイムロン

別表

食品名	残留基準値 ppm
魚介類	0.4

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブフェノジド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305017号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>テブフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.016mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「総合評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成19年11月8日府食第1106号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を取集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾキシストロビン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年10月2日付け厚生労働省発食安第1002002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アゾキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月15日府食第1129号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年6月3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年6月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年6月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>27.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>51.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>29.2</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	27.1	幼小児（1～6歳）	51.8	妊婦	20.8	高齢者（65歳以上）	29.2
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	27.1										
幼小児（1～6歳）	51.8										
妊婦	20.8										
高齢者（65歳以上）	29.2										
施策の実効性確保措置	平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0630001～0630003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

アゾキシストロビン

別表

食品名	残留基準値 ppm
魚介類	0.08

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シロマジン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年3月31日付け厚生労働省発食安第0331002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718010号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シロマジンの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月29日府食第1174号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チオベンカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チオベンカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月13日府食第1221号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロバミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522005号、平成19年8月28日付け厚生労働省発食安第0828002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	カルプロバミドの一日摂取許容量（ADI）を0.014mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月13日府食第1222号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年11月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年6月3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年6月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年6月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年12月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>32.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>55.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>32.3</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	32.4	幼小児（1～6歳）	55.8	妊婦	25.2	高齢者（65歳以上）	32.3
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	32.4										
幼小児（1～6歳）	55.8										
妊婦	25.2										
高齢者（65歳以上）	32.3										
施策の実効性確保措置	平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0630001～0630003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

カルプロパミド

別表

食品名	残留基準値 ppm
魚介類	0.6

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミベンコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミベンコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0098mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1243号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラフルフェンエチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピラフルフェンエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1244号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトラニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月28日付け厚生労働省発食安第0828001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルトラニルの一日摂取許容量（ADI）を0.087mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1245号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	インダノファン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	インダノファンの一日摂取許容量（ADI）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月10日府食第28号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジチオピル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジチオピルの一日摂取許容量（ADI）を0.0036mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月10日府食第29号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年1月30日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモブチド										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	<p>プロモブチドの一日摂取許容量（ADI）を0.04mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成20年1月10日府食第30号）</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年6月3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>										
施策の概要等	<p>平成20年6月30日、食品規格に関する告示を公布</p> <p style="padding-left: 40px;">平成20年6月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年12月30日から適用</p> <p>（施策の概要）</p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>37.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>23.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	23.7	幼小児（1～6歳）	37.9	妊婦	21.3	高齢者（65歳以上）	23.5
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	23.7										
幼小児（1～6歳）	37.9										
妊婦	21.3										
高齢者（65歳以上）	23.5										
施策の実効性確保措置	平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0630001～0630003号）し、周知するとともに監視指導を要請。										
その他特記事項											

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.7
魚介類	4

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月17日府食第59号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シエノピラフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シエノピラフェンの一日摂取許容量（A D I）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月17日府食第60号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シラフルオフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月12日付け厚生労働省発食安第1012001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シラフルオフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.11mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月17日府食第61号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリフタリド
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305021号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリフタリドの一日摂取許容量（ADI）を0.0056mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月17日府食第62号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンジアミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年11月9日付け厚生労働省発食安第1109009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルベンジアミドの一日摂取許容量（ADI）を0.017mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月31日府食第109号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量（A D I）を0.04mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年2月21日府食第188号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カフェンストロール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カフェンストロールの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年2月21日府食第189号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロチオラン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年2月28日府食第216号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチプロール
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月4日付け厚生労働省発食安第1204001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エチプロールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年2月28日府食第217号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロチアニジン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロチアニジンの一日摂取許容量（A D I）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年2月28日府食第218号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェナセット
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月25日付け厚生労働省発食安第0925002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メフェナセットの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第281号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンゾピシクロン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305024号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンゾピシクロンの一日摂取許容量（ADI）を0.034mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年3月13日府食第282号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジメトモルフ
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年11月27日付け厚生労働省発食安第1127002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジメトモルフの一日摂取許容量（ADI）を0.11mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第283号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年5月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンチアバリカルブイソプロピル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ベンチアバリカルブイソプロピルの一日摂取許容量（ADI）を0.069mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第284号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オリサストロビン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オリサストロビンの一日摂取許容量（A D I）を0.052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月27日府食第330号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ダイムロン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ダイムロンの一摂取許容量（ADI）を0.3mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月8日府食第1105号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロバミド（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルプロバミドの一日摂取許容量（A D I）を0.014mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月13日府食第1222号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトラニル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルトラニルの一日摂取許容量（ADI）を0.087mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1245号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量（A D I）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月17日府食第59号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カフェンストロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カフェンストロールの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年2月21日府食第189号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェナセット（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メフェナセットの一日摂取許容量（A D I）を0.007/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第281号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタアルデヒド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成15年12月25日付け厚生労働省発食安第1225009号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メタアルデヒドの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年7月19日府食第701号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年10月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年4月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年4月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年10月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.7</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている		TMDI/ADI(%)	国民平均	5.3	幼小児（1～6歳）	10.9	妊婦	4.5	高齢者（65歳以上）	4.7
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	5.3										
幼小児（1～6歳）	10.9										
妊婦	4.5										
高齢者（65歳以上）	4.7										
施策の実効性確保措置	平成20年4月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0430001～0430003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19上)

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.2
小麦	0.2
とうもろこし	0.2
なたね	0.2
その他のスパイス(注)	0.2

(注)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンヘキサミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年8月3日付け厚生労働省発食安第0803001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718014号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フェンヘキサミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年6月21日府食第612号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年 8月29日、平成19年10月 4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年4月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年4月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年10月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>23.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.8</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている		TMDI/ADI(%)	国民平均	11.4	幼小児（1～6歳）	23.9	妊婦	8.5	高齢者（65歳以上）	10.8
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	11.4										
幼小児（1～6歳）	23.9										
妊婦	8.5										
高齢者（65歳以上）	10.8										
施策の実効性確保措置	平成20年4月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0430001～0430003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19上)

食品名	残留基準値 ppm
小豆類	0.05
クレソン	30
その他のあぶらな科野菜(注1)	30
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	30
その他のきく科野菜(注2)	30
たまねぎ	0.05
パセリ	30
その他のせり科野菜(注3)	30
ピーマン	2
その他のなす科野菜(注4)	2
かぼちや(スカッシュを含む)	1
その他の野菜(注5)	30
ネクタリン	10
あんず(アプリコットを含む)	10
いちご	10
ラズベリー	15
ブラックベリー	15
ブルーベリー	5
ハックルベリー	5
その他のベリー類果実(注6)	15
その他のナッツ類(注7)	0.02
ホップ	100

その他のスパイス(注8)	20
その他のハーブ(注9)	30
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類(注10)に属する動物の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
干しぶどう	25

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エン

ダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のベリー類」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注7)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注8)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注9)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注10)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルフェナピル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年10月4日付け厚生労働省発食安第1004002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718029号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルフェナピルの一日摂取許容量（ADI）を0.026mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年9月27日府食第921号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年1月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロプリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904005号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミダクロプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年6月14日府食第596号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904008号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	テブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.029mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年7月5日府食第652号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年11月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年6月3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年6月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年6月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年12月30日から適用 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量(EDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>27.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.9</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている		EDI/ADI(%)	国民平均	13.8	幼小児（1～6歳）	27.7	妊婦	12.5	高齢者（65歳以上）	12.9
	EDI/ADI(%)										
国民平均	13.8										
幼小児（1～6歳）	27.7										
妊婦	12.5										
高齢者（65歳以上）	12.9										
施策の実効性確保措置	平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0630001～0630003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19上)

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	2
大麦	3
とうもろこし	0.1
その他の穀類(注1)	0.2
大豆	0.1
そらまめ	0.5
その他の豆類(注2)	0.2
てんさい	0.1
さとうきび	0.1
キャベツ	1
芽キャベツ	0.5
ブロッコリー	0.3
アーティチョーク	0.5
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	5
ねぎ	0.5
にんにく	0.1
わけぎ	2
にんじん	0.6
セロリ	0.3
その他のなす科野菜(注3)	5.0
きゅうり(ガーキンを含む)	0.2
かぼちや(スカッシュを含む)	0.02
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
未成熟えんどう	0.5

未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.5
その他の野菜(注4)	0.5
なつみかんの果実全体	5
レモン	5
オレンジ	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実(注5)	5
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	0.5
びわ	0.5
ネクタリン	5
あんず(アプリコットを含む)	2
すもも(プルーンを含む)	2
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む)	5
ぶどう	10
かき	0.7
パパイア	1
ひまわりの種子	0.2
綿実	1
なたね	0.05
茶	25
コーヒー豆	0.2
ホップ	30
その他のスパイス(注6)	0.5
その他のハーブ(注7)	2

牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注8) の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用 部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん(注9)の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05

その他の家きんの卵	0.05
干しぶどう	3

- (注 1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- (注 2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- (注 3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- (注 4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- (注 5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- (注 6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- (注 7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- (注 8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- (注 9)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトラズ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アミトラズの日摂取許容量（ADI）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年5月17日府食第482号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 3月12日、平成20年 6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニトラピリン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤(硝化阻害剤)										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218011号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ニトラピリンの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年9月6日府食第847号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年10月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成20年4月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年4月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年10月30日から適用 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている		TMDI/ADI(%)	国民平均	0.7	幼小児（1～6歳）	1.8	妊婦	0.8	高齢者（65歳以上）	0.5
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	0.7										
幼小児（1～6歳）	1.8										
妊婦	0.8										
高齢者（65歳以上）	0.5										
施策の実効性確保措置	平成20年4月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0430001～0430003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19上)

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.1
とうもろこし	0.1
その他の穀類(注)	0.1

今回基準値を設定するニトラピリンについては、ニトラピリン及び6-CPAをニトラピリン含量に換算した和とする。

(注)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルリドンの一摂取許容量（ADI）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月23日府食第801号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アメトリン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アメトリンの一日摂取許容量（ADI）を0.072mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年9月13日府食第871号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 （食品規格（食品中の農薬の残留基準）を設定することが適当）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアゾファミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	シアゾファミドの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年9月6日府食第848号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成19年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 3月13日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申。										
施策の概要等	平成20年4月30日、食品規格に関する告示を公布 平成20年4月30日から適用 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量(TMDI)）のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.5</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている		TMDI/ADI(%)	国民平均	11.7	幼小児（1～6歳）	22.0	妊婦	9.0	高齢者（65歳以上）	12.5
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	11.7										
幼小児（1～6歳）	22.0										
妊婦	9.0										
高齢者（65歳以上）	12.5										
施策の実効性確保措置	平成20年4月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知（食安発第0430001～0430003号）し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19上)

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.3
レタス	10
わけぎ	5
みつば	10
その他のなす科野菜(注1)	2
しょうが	3
えだまめ	5
その他の野菜(注2)	10
その他のスパイス(みかんの果皮を除く。)(注3)	10

(注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注2)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月2日府食第749号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続18下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（A D I）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続18下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アゾキシストロビン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アゾキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.18mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年12月21日府食第1030号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913004号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> チアンフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄> ただし、本評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年10月4日府食第973号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイズン注射液及びバジット注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>チアンフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成19年10月4日府食第972号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該検討結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ブリの類結節症及びα 溶血性レンサ球菌症の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノルバックス 類結/レンサ Oil）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>（平成19年10月4日府食第974号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 8月29日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年11月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月17日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノルバックス 類結/レンサOil）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ブリの類結節症及びα 溶血性レンサ球菌症の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年7月13日付け19消安第3789号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（ノルバックス 類結/レンサ Oil）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>（平成19年10月4日府食第974号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年4月20日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会水産用医薬品調査会において審議</p> <p>平成19年6月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成19年6月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成19年7月11日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成20年1月18日、薬事法第14条第1項に基づき承認</p> <p>（施策の概要）</p> <p>申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が輸入を承認</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シロマジン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年12月2日付け厚生労働省発食安第1202002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718010号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>シロマジンの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月29日府食第1174号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成20年 5月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤（ラーバデックス1%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	産卵鶏舎内のハエの幼虫の駆除
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年12月2日付け17消安第8527号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> シロマジン一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年11月29日府食第1170号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成17年 2月14日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成17年 2月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成17年 7月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成17年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成17年 9月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成17年 9月30日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため施策を講じる段階に至っていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において検討するとされており、当該検討結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフォペラゾン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	乳牛における臨床型乳房炎の治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> セフォペラゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.0013mg /kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1242号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリチルリチン酸モノアンモニウム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の泌乳期乳房炎における炎症の改善
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月20日付け厚生労働省発食安第0420001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>グリチルリチン酸モノアンモニウムは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、動物用医薬品を由来とするグリチルリチン酸が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>(平成20年1月10日府食第20号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月19日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストリチン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ウシの泌乳期乳房炎における炎症の改善
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年4月20日付け18消安第14995号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>グリチルリチン酸モノアンモニウムは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、動物用医薬品を由来とするグリチルリチン酸が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>（平成20年1月10日府食第21号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 1月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成19年 3月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成19年 3月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成19年 3月30日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため施策を講じる段階に至っていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において検討するとされており、当該検討結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	孵化を目的としたニシン目魚類の魚卵消毒
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月12日付け厚生労働省発食安第1012005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>(平成20年1月10日府食第22号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成20年 3月 4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年 4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年 4月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月24日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚サーコウイルス2型感染に起因する死亡率の改善、発育不良豚の発生率の低減、増体量の低下の改善、臨床症状の改善及びウイルス血症発生率の低減
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年11月9日付け厚生労働省発食安第1109010号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバック サーフレックス）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>（平成20年1月10日府食第23号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年 1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年 1月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年1月18日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。 ・食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバック サーフレックス）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚サーコウイルス2型感染に起因する死亡率の改善、発育不良豚の発生率の低減、増体量の低下の改善、臨床症状の改善およびウイルス血症発生率の低減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年11月9日付け19消安第9726号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン（インゲルバック サーフレックス）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>（平成20年1月10日府食第23号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年10月31日、薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議</p> <p>平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p> <p>平成19年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成20年 1月18日、薬事法第14条第1項に基づき承認</p> <p>（施策の概要）</p> <p>申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリスチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> コリスチンの一日摂取許容量（ADI）を0.004mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月24日府食第81号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロチオラン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の肝疾患用剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年2月28日府食第216号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 3月 4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチゾラム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	動物の食欲不振の改善の補助的効果
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> プロチゾラムの一日摂取許容量（ADI）を0.013μg/kg体重/日と設定する。 <評価書「一日摂取許容量（ADI）の設置について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年3月13日府食第279号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤（メデランチル）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の諸疾患における食欲不振の改善に対する補助的効果
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年4月21日付け17消安第13900号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> プロチゾラムの一日摂取許容量（ADI）を0.013μg/kg体重/日と設定する。 <評価書「一日摂取許容量（ADI）の設置について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年3月13日府食第278号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成17年10月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成17年12月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p>
施策の概要等	<p>平成20年 4月 2日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果（薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。）を通知した。</p> <p>（施策の概要） 当該動物用医薬品について、承認後の使用実績等に基づき有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等の再審査を行い、安全性を確認した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム） （アジュバント加）不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	種鶏及び採卵鶏の腸管におけるサルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウムの定着の軽減
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食案第0111006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム）（アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研”、ポールセーバーSE/S T）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>ただし、休薬期間については接種12週後に組織学的検査において、中程度から軽度の肉芽腫様病変及び好酸性微細顆粒が認められていることから、これらが軽微～消失することが認められた16週以降とするのが望ましいと考えられる。</p> <p>（平成20年3月27日府食第326号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成20年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年 4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月3日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて、平成20年3月27日府食第326号内閣府食品安全委員会委員長通知に基づき、休薬期間を設定するとともに、本休薬期間の遵守を含め、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 食品規格（残留基準）を設定しない旨を内閣府食品安全委員会事務局宛に連絡
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム） （アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研” ポールセーバーSE/ST）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	種鶏及び採卵鶏の腸管におけるサルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウムの定着の軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年1月11日付け19消安第12021号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム） （アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研” ポールセーバーSE/ST）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>ただし、休業期間については接種12週後に組織学的検査において、中程度から軽度の肉芽腫様病変及び好酸性微細顆粒が認められていることから、これらが軽微～消失することが認められた16週以降とするのが望ましいと考えられる。</p> <p>（平成20年3月27日府食第326号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年10月31日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議</p> <p>平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p> <p>平成19年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成20年6月30日、薬事法第14条第1項に基づき承認。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピルリマイシン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> ピルリマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> ただし、本評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては、検討中である。 （平成20年3月27日府食第327号）</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成20年 5月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>										
施策の概要等	<p>（施策の概要） 現行の食品規格（残留基準）を変更しない。なお、基準値については別表のとおり。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>47.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	10.6	幼小児（1～6歳）	47.6	妊婦	12.9	高齢者（65歳以上）	10.4
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	10.6										
幼小児（1～6歳）	47.6										
妊婦	12.9										
高齢者（65歳以上）	10.4										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年8月8日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。 現行の食品規格（残留基準）を変更しない旨を内閣府食品安全委員会事務局に連絡 										
その他特記事項											

食品名	基準値現行 ppm
牛の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
牛の肝臓	1
牛の腎臓	0.4
牛の食用部分 ^{*1}	0.4
乳	0.3

注：本剤については、表中にない食品に関して、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規則の項 1 に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

*1：食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718021号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> フロルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> ただし、本評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては、検討中である。 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年8月30日府食第822号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 8月 7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>フロルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。（平成19年8月30日府食第824号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議</p> <p>平成18年10月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議</p> <p>平成18年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において、薬剤耐性菌を介した影響は食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチプロストントロメタミン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	黄体を後退させ発情を同期化、子宮収縮作用による分娩誘発
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> エチプロストントロメタミンは適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第535号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトラズ
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> アミトラズの一日摂取許容量（ADI）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「総合評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月17日府食第482号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 3月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 6月20日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤（アピバール）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	みつばち寄生ダニ（ミツバチヘギイタダニ）の駆除
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> アミトラズの一日摂取許容量（ADI）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄> なお、本製剤が適切に使用される限りにおいて、暫定基準値を超えないことは残留試験により確認されている。</p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月17日府食第481号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年 1月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 1月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年 4月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 5月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年 5月25日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成18年 6月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成18年 6月27日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中であるため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、厚生労働省で検討中であり当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>マルボフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0032mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p>（平成19年8月9日府食第768号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成18年 4月 5日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議</p> <p>平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成18年 9月13日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p> <p>平成18年 9月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成19年 8月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成19年 9月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p> <p>平成19年10月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カナマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> カナマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第536号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒアルロン酸ナトリウム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	馬の非感染性関節炎の治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> ヒアルロン酸ナトリウムが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年9月20日府食第903号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を取集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チルミコシン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	牛の肺炎の治療										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112017号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> 提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、40 µg/kg体重/日のADIを見直す必要はないと考えられる。</p> <p><評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄> なお、薬剤耐性菌を介した影響については平成15年12月8日付け15消安第3979号にて意見聴取されているところであり、これについては別途検討中である。 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月17日府食第480号)</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成19年10月23日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成19年11月12日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議</p> <p>平成20年 1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成20年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申</p>										
施策の概要等	<p>平成20年 6月30日、食品規格に関する告示を公布。 平成20年6月30日から適用。ただし、一部の食品については平成20年12月30日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する動物用医薬品の量（理論最大摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>」(報告書抜粋)とされている。</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	0.8	幼小児(1～6歳)	2.4	妊婦	0.9	高齢者(65歳以上)	0.7
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	0.8										
幼小児(1～6歳)	2.4										
妊婦	0.9										
高齢者(65歳以上)	0.7										
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月30日、告示の改正について、都道府県、保健所設置位置、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知(食安発第0630001～0630003号)し、監視指導を要請。 内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、水産庁、(社)日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、畜水産残留安全協会等上記について連絡。 										

その他特記事項

(継続 19 上)

チルミコシン

食品名	残留基準値（改正後） ppm	現行基準（改正前） ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.1
豚の筋肉	○ 0.1	0.1
羊の筋肉	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹ （羊を除く。）の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
羊の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 1.0	1.0
豚の肝臓	○ 1.5	1.5
羊の肝臓	○ 1.0	1.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の肝臓	● 0.6	1
牛の腎臓	○ 0.3	0.3
豚の腎臓	○ 1.0	1.0
羊の腎臓	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の腎臓	○ 1	1
牛の食用部分	● 0.5	1
豚の食用部分	○ 1	1
羊の食用部分	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊を除く。）の食用部分	○ 1	1
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	● 0.07	0.08
その他の家きん ² の筋肉	● 0.07	0.08
鶏の脂肪	● 0.07	0.08
その他の家きんの脂肪	● 0.07	0.08
鶏の肝臓	○ 1	1
その他の家きんの肝臓	● 0.5	1
鶏の腎臓	● 0.25	0.3
その他の家きんの腎臓	● 0.25	0.3
鶏の食用部分	○ 1	0.3
その他の家きんの食用部分	● 0.25	0.3
魚介類（さけ目魚類に限る。）	●	0.05
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	●	0.05
魚介類（すずき目魚類に限る。）	●	0.05
魚介類（その他の魚類に限る。）	●	0.05
魚介類（貝類に限る。）	●	0.05
魚介類（甲殻類に限る。）	●	0.05
その他の魚介類 ³	●	0.05

○：平成20年6月30日施行

●：平成20年12月30日施行

残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

- 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パロモマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> パロモマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.025mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第537号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンジルペニシリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>一日摂取量を30μg/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとした評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添える。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成19年5月31日府食第538号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年4月11日付け17消安第66号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌に介した影響について考慮する必要があり、これについてはなお検討中である。また、暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成19年1月18日府食第00058号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年 9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>

(継続 18下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤（メタカム2%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の急性及び亜急性細菌性肺炎に伴う臨床症状の軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年4月21日付け17消安第13900号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> メロキシカムの一日摂取許容量（ADI）を0.00063mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第301号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成17年 7月19日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成17年10月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成17年11月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 2月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 3月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成18年 3月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	平成20年 2月 7日、薬事法第14条第1項に基づき承認。 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が輸入を承認。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年8月5日付け厚生労働省発食安第0805006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量を0.04mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年5月18日府食第400号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年6月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤及びエトキサゾール（原液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	動物用殺虫剤（牛に寄生するマダニ卵の孵化阻害及び幼・若ダニの脱皮の阻害）
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成15年8月5日付け15消安第987号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.04mg/kg体重/日と設定する。 （平成18年5月18日府食第399号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 1月20日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 4月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 7月20日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成16年 8月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成18年12月11日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中であるため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、厚生労働省で検討中であり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体（バイトリル原体）、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病及び大腸菌症（バイトリル10%液）、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%HV）、牛の肺炎、大腸菌性下痢症、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エンロフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.002mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。（平成18年5月18日府食第401号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 18上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> オフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄> なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。 (平成17年11月24日府食第1141号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チルミコシンを有効成分とする製剤原料（チルミコシン）、牛の注射剤（ミコチル300注射剤）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製剤原料及び牛の肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月5日付け17消安第4663号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<評価書の通知書> 提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。 <評価書「再審査に係る評価について」抄> なお、薬剤耐性菌を介した影響については平成15年12月8日付け15消安第3979号にて意見聴取されているところであり、これについては別途検討中である。 (平成17年12月22日府食第1212号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年12月 8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成17年 3月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 マクロライド系抗生物質としての、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、平成15年12月8日付け15消安第3979号において評価要請を行っているところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可溶散25%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体及び豚の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>ジフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、本剤はキノロン系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。</p> <p>（平成17年7月14日府食第692号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成15年10月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成15年11月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシン20%（原薬））及び豚の飼料添加剤（動物用プルモチルプレミックスー20、同ー50、同ー100）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体及び豚の肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年12月3日付け16消安第6970号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書></p> <p>提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。</p> <p><評価書「再審査に係る評価について」抄></p> <p>本剤はマクロライド系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。</p> <p>（平成17年5月19日府食第522号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年 6月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成16年 9月 2日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>マクロライド系抗生物質としての、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にはいたっていない。これについては、平成15年12月8日付け15消安第3979号において評価要請を行っているところであり、当該結果を踏まえて、施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	四塩化炭素（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	四塩化炭素の耐容一日摂取量を0.71 μ g/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第273号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,4-ジオキササン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,4-ジオキササンの耐容一日摂取量を16 μ g/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第274号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,1-ジクロロエチレン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μ g/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第275号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレンの和) の耐容一日摂取量を17 μ g/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第276号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 μ g/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第277号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロアセトニトリル (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロアセトニトリルの耐容一日摂取量を $2.7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第278号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	抱水クロラール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	抱水クロラールの耐容一日摂取量を4.5 μ g/kg 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第279号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 18 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素（残留塩素）（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素（残留塩素）の耐容一日摂取量を136 μ g/kg 体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第280号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、規格基準の設定について検討中。規格基準案が作成でき次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康栄養評価について
評価品目の分類	プリオン
用途	飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成15年11月11日付け15消安第3367号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料の基準・規格の改正を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書「結論」抄></p> <p>(1) 原料として供される豚及び家きんのBSEプリオンに対する感受性・伝達性は低い。原料の収集先は、他の原料が混入しないよう分別されているとともに、化製場及び配合飼料工場では、反すう動物用とその他の動物用の製造工程が分離されている。また、保管及び輸送において、養魚用飼料と反すう動物用飼料は交差汚染の防止が行われている。</p> <p>原料の供給から養魚場で養魚用飼料として使用されるまでの各過程において、農林水産省による管理措置が遵守されるのであれば、交差汚染によるヒトへのリスクは十分低いと考える。</p> <p>(2) 仮に、BSEプリオンが養魚用飼料原料に混入したとしても、これまでに得られた知見によれば、魚が自然状態においてプリオンに感染し、増幅することは非常に困難であり、プリオンが増幅した魚をヒトが食品として食べること及び飼料を通じて他の動物に侵入・増幅することは非常に困難である。さらに、環境（水系）を通じたプリオンのヒトへのリスクを考慮しても、ヒトへのリスクは無視できると考える。</p> <p>(3) 馬については、現時点において、BSEに対する感受性に関する科学的知見がなく、馬に由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚、馬、家きん、養魚用飼料として利用することによる、ヒトへの食品健康影響については評価はできない。</p> <p><評価書「おわりに」抄></p> <p>(1) 農林水産省は、本評価に基づき実施した管理措置等について、食品安全委員会に報告することとする。また、豚肉骨粉等を養魚用飼料原料に利用して製造することは、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきであり、関連する管理措置について、遵守するよう努力すべきである。</p> <p>(2) プリオンについては、科学的に不明な点が多く、利用できるデータも少ないため、リスク評価に必要な研究を一層推進する必要がある。また、本評価の基本となった科学的知見に関して、今後、新たな知見及び技術的革新が得られた場合には、リスク評価の見直しを行うことが必要である。</p> <p>(平成19年10月4日府食第975号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年12月 7日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年12月10日、農業資材審議会飼料分科会から答申 平成20年 2月21日から3月21日までパブリックコメントを実施
施策の概要等	平成20年 5月28日、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」を公布し、同日付けで施行 (施策の概要) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

	を改正し、豚肉骨粉等を養魚用飼料に使用できることとした。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	高リシントウモロコシLY038系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月30日付け厚生労働省発食安第0330006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断された。 (平成19年10月25日府食第1053号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成19年11月12日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とを掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月1日付け厚生労働省発食安第1001003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき審査した結果、改めての安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成19年12月13日府食第1215号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成20年2月12日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

【遺伝子組換え食品等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統とを掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月1日付け厚生労働省発食安第1001003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき審査した結果、改めての安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成19年12月13日府食第1216号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成20年2月12日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	PHE-No.1株を利用して生産されたL-フェニルアラニン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月21日付け厚生労働省発食安第0921004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。</p> <p>したがって、「PHE-No.1株を利用して生産されたL-フェニルアラニン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による改めての評価は必要ないと判断した。</p> <p>(平成19年12月20日府食第1239号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
施策の概要等	<p>平成19年12月21日、申請者に対して通知。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	G R-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム(5'-イノシン酸二ナトリウム及び5'-グアニル酸二ナトリウムの混合物)
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年10月15日付け厚生労働省発食安第1015003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。</p> <p>したがって、「G R-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム(5'-イノシン酸二ナトリウム及び5'-グアニル酸二ナトリウムの混合物)」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による改めての評価は必要ないと判断した。</p> <p>(平成20年1月10日府食第19号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	<p>平成20年1月11日、申請者に対して通知。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	家畜及び家禽用の飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年2月19日付け18消安第13123号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書「食品健康影響評価結果」抄></p> <p>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき審査した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断される。</p> <p>ただし、グリホサートを処理した飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。</p> <p>(平成19年10月4日府食967号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年 3月20日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議</p> <p>平成19年 3月20日、農業資材審議会から答申</p>
施策の概要等	<p>平成19年10月26日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	明治リカルデント [™] ミルク
評価品目の分類	新開発食品
用途	C P P - A C P (カゼインホスホペプチド-非結晶リン酸カルシウム複合体) を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、歯を丈夫で健康にする旨を特定の保健の目的とする乳飲料形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月5日付け厚生労働省発食安第1205002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。 (平成19年12月13日府食第1217号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 5月23日、平成18年 8月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発評価第2調査会において審議 平成20年 3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成20年 4月25日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成20年 9月17日、許可 (施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	平成20年 9月17日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	モーニングバランス
評価品目の分類	新開発食品
用途	難消化性再結晶アミロースを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、食後の血糖値が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする食パン形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年4月20日付け厚生労働省発食安第0420001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。</p> <p>ただし、本食品は「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」の2の製品に該当することから、事業者において、①健康被害情報の収集・情報提供を行うこと、②医師等への相談について注意喚起の表示を行うこと、更に、提出された安全性試験において見られた所見から、本食品を多量に摂取することによる消化器症状の発現の可能性についての注意喚起の表示を行うことを指導されたい。</p> <p>(平成19年12月20日府食第1240号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成17年 5月25日、平成17年 8月19日、平成17年11月 8日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発評価第1調査会において審議</p> <p>平成20年 3月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議</p> <p>平成20年 4月25日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>
施策の概要等	<p>平成20年 5月14日、許可</p> <p>(施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可</p> <p>【リスク評価結果との関係】 摂取をする上での注意事項として「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日当りの摂取目安量をお守りください。なお、糖尿病の治療を受けている方や糖尿病の疑いのある方は医師などの専門家にご相談のうえご使用ください。食べ過ぎにより、おなかがゆるくなることがあります。」と表示</p>
施策の実効性確保措置	平成20年 5月14日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ガイオ タガトース
評価品目の分類	新開発食品
用途	D-タガトースを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値が気になり始めた方に適した旨を特定の保健の目的とするテーブルシュガー形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。</p> <p><評価書「5. その他」抄></p> <p>ヒト試験において、D-タガトースを摂取することによる血漿尿酸値及び血清尿酸値への影響を下表のとおりまとめた。</p> <p>(略)</p> <p>ヒト試験の結果について検討したところ、反復投与試験(引用文献⑫⑬⑭)においては血漿尿酸値が上昇することについて累積性は認められないが、2型糖尿病患者を対象とした一日摂取量単回摂取試験(引用文献⑯⑰)において、また、血漿尿酸値が正常値より高い者を対象とした本食品一日摂取目安量(7.5g/日)の2倍量単回摂取試験(引用文献⑱)において、本食品の摂取に伴い、血漿尿酸値が上昇後初期値に戻ることが確認されていない。</p> <p>食品安全委員会新開発食品専門調査会においては、このことについて、糖尿病患者や通風患者等の病態管理や情報提供の観点から、本食品の摂取による尿酸値の上昇に関して、注意喚起表示等他の特定保健用食品への対応との整合性を図りつつ、リスク管理機関である厚生労働省において適切な管理措置を行うべきと考える。講じられた管理措置については、専門調査会あてに報告されたい。</p> <p>なお、遺伝性果糖不耐症患者への対応としては、我が国における患者発生数が非常に少なく(平成14、15年度小児慢性特定疾患治療研究事業での登録者数は1人)、義務的な注意喚起をする必要性はないが、リスク管理機関としては、専門医、患者への適切な対応を検討されたい。</p> <p>(平成18年6月8日府食第464号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	有効性審査等に関する資料の整理中
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン
評価品目の分類	新開発食品
用途	カルシウム及びイソフラボンアグリコンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨の健康が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書「4. 安全性に係る審査結果」抄></p> <p>「オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン」については、別添「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方」に基づき、次のとおり判断される。</p> <p>(1) 閉経前女性、閉経後女性及び男性が、日常の食生活に加えて、本食品をその摂取目安量の範囲で適切に摂取する限りにおいては、安全性に問題はないと判断される。</p> <p>(2) 妊婦（妊娠の可能性のある方を含む）、胎児（妊婦が対象）、乳幼児、小児が、日常の食生活における大豆イソフラボンの摂取に加え、本食品を摂取することについて、安全性の観点から推奨できない、と判断される。</p> <p>以上の結果を踏まえ、特に大豆イソフラボンの安全性の観点から、本食品には、「妊婦、乳幼児、小児の方は摂取しない旨」、「他のイソフラボン含有サプリメントとの併用はしない旨」、「過剰摂取はしない旨」等の内容の注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。</p> <p>(平成18年5月11日府食第373号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年11月14日、平成19年2月15日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第2調査会において審議 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定)
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒアロモイスチャーS
評価品目の分類	新開発食品
用途	ヒアルロン酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、肌の乾燥が気になる方に適した旨を特定の保健の目的とするカプセル形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> 適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。</p> <p><評価書「安全性に係る審査結果」抄> なお、既にヒアルロン酸に対する抗体を有するヒトが本食品を摂取した場合、急激なアレルギー反応をおこすとは考え難いが、個人差があることも考慮して、その旨、注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。 (平成16年10月14日府食第1035号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第1調査会において審議。 (指摘事項に対する回答が申請者から提出され次第、同調査会において審議予定)
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 16 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリスチン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書の通知書> コリスチンの一日摂取許容量（ADI）を0.004mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月24日府食第81号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルコン酸カルシウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月27日付け18消安第9245号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料添加物の基準及び規格並びにこの物質を含む飼料の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	飼料添加物として使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第270号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会から答申 (飼料添加物として指定し、成分規格及び製造の方法の基準等を設定することは適当と認める。) 平成20年1月17日から2月15日までパブリックコメントを実施
施策の概要等	平成20年8月29日、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件」を公布及び告示し、同日付で施行 (施策の概要) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第2条第3項の規定に基づき、飼料添加物として指定。 法第3条第1項の規定に基づき、成分規格及び保存の方法の基準等を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	二ギ酸カリウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月27日付け18消安第9246号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料添加物の基準及び規格並びにこの物質を含む飼料の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第271号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会から答申 (飼料添加物として指定し、成分規格及び製造の方法の基準等を設定することは適当と認める。) 平成20年1月17日から2月15日までパブリックコメントを実施
施策の概要等	平成20年8月29日、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件」を公布及び告示し、同日付で施行 (施策の概要) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第2条第3項の規定に基づき、飼料添加物として指定。 法第3条第1項の規定に基づき、成分規格及び保存の方法の基準等を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ギ酸カルシウム
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月27日付け18消安第9247号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料添加物の基準及び規格並びにこの物質を含む飼料の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	飼料添加物として至適添加量の範囲で使用された場合、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。 (平成19年3月15日府食第272号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会において審議 平成19年3月20日、農業資材審議会飼料分科会から答申 (飼料添加物として指定し、成分規格及び製造の方法の基準等を設定することは適当と認める。) 平成19年1月17日から2月15日までパブリックコメントを実施
施策の概要等	平成20年8月29日、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件」を公布及び告示し、同日付で施行 (施策の概要) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第2条第3項の規定に基づき、飼料添加物として指定。 法第3条第1項の規定に基づき、成分規格及び保存の方法の基準等を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)